

**墓地に関する相談**

「お墓をつくるには福祉保健所の許可が必要です」  
 墓地をつくる際には、自分の所有地に自分のお墓をつくることも含め、事前に福祉保健所長の許可を受けなくてはなりません。

また、民間企業や個人が造成した無許可の分譲墓地を購入した場合は、墓地の許可を受けることができません。無許可の分譲墓地を買わないようにしてください。

墓地にはいろいろな制限があります。墓地をつくることや、購入するときは事前に相談ください。

お問い合わせは  
 中央福祉保健所  
 (0887・52・0004)  
 または生活環境課環境係  
 (880・6557)まで

**業務用ごみ袋の使用**

（事業所の方へ）

南国市では条例により、事業所自ら処分できない一般廃棄物は、市の指定の業務用ごみ袋を使用してください。

**お便りの回答**

チサンチショウ（地産地消）は、地元で生産した安全・安心の食材を、地元で消費する活動のことです。

ます。まだ家庭用ごみ袋でごみステーションに出している事業者の方は業務用ごみ袋を購入し適正に処理するようにお願いします。

指定ごみ袋代金はごみ袋代ではなく、ごみ処理手数料となっています。

業務用ごみ袋の種類・価格  
 業務用ごみ袋(大)80円/枚  
 ごみ収集許可業者と契約して取りに来てもらうごみ袋  
 業務用ごみ袋(小)60円/枚  
 可燃ごみ収集日にごみステーションへ、1回につき2袋までなら出すことができます  
 業務用ごみ袋は生活環境課で販売しています。スーパーマーケットなどの量販店では販売していません。

お問い合わせは  
 生活環境課環境係  
 (880・6557)まで



**知って得する国民年金**

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

**保険料免除等を受けた期間の追納**

国民年金保険料の免除・若年者納付猶予制度・学生納付特例制度の承認を受けた期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の金額を計算するときには、減額または反映されないこととなっています。

10年以内であればさかのぼって納付すること（追納）ができますので、将来受け取る年金額を満額に近づけるためにも、余裕ができたときに追納することをお勧めします。

なお、承認を受けた年度の翌々年度を超えて追納する場合には、当時の保険料に一定の加算額がかかりますのでご注意ください。追納を希望される方は、南国社会保険事務所へご連絡ください。

**厚生年金・共済組合等を脱退された方へ**

60歳未満の方で、退職等により勤務先の厚生年金や共済組合等を脱退された場合は、国民年金への加入手続きが必要です。この加入手続きをされていない方に対しては、社会保険事務所から手続きを通知（勸奨状を送付）していますが、この通知によっても加入手続きがされない場合は、社会保険事務所で自動的に加入手続きを取り、ご本人宛に国民年金保険料の納付書を送付させていただくこととなりました。

**「現況届」の提出は忘れずに！**

現況届は、引き続き年金を受ける権利を確認するために、毎年1回誕生月に提出していただくものです（年金を受け始めて最初の誕生月には提出する必要はありません）。現況届は誕生月の初めに送付されますので、その月の末日までに必ず社会保険業務センターに提出してください。期限を過ぎた場合は年金の支払い差し止めとなり、支払い再開まで提出から1～2カ月程度かかりますのでご注意ください。なお、必要事項の記入漏れの有無も確認してください。

**休日、時間外の年金相談のお知らせ（10月）**

年金相談の受付時間を延長

10月11日 は、県下4つの社会保険事務所で、年金相談を19：00まで延長して行います。

第2土曜日は年金相談日

10月8日 は、県下4つの社会保険事務所で9：30～16：00まで年金相談を行います。

お気軽にご利用ください

お問い合わせは

市民課年金係（880-6555）

南国社会保険事務所（864-1111）

# ごみ出しは定められた日に!

お問い合わせは、  
生活環境課環境係 ( 880 - 6557 ) まで

次の点を必ず守ってごみを出してください。

指定日の午前5時～8時までに出してください。  
お住まいの地区のごみステーションに出してください。  
\*地区外のごみステーションには出さないでください。

可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビンは指定袋で出してください。  
\*指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

## ★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
10/1	土	田村
3	月	十市(南部)、天行寺、成合
4	火	片山、里改田
5	水	浜改田
6	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
7	金	立田
8	土	篠原、明見
10	月	下唼内、物部、久枝(開田)
11	火	稻生
12	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
13	木	稲吉、西窪、新川、東崎(西部)
14	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
15	土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町
17	月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
18	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
19	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
20	木	陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
21	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)
22	土	十市(北部)、緑ヶ丘
24	月	国分、比江、左右山、岩村
25	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
26	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
27	木	久礼田、植田
28	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
11/1	火	片山、里改田
2	水	浜改田
3	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
4	金	立田



## ★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
10/1	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
3	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
4	火	領石、植野、久礼田、植田
5	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
6	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
7	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
8	土	陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
10	月	十市(南部)
11	火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
12	水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠住宅
13	木	立田、田村
14	金	後免町、野田
15	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
17	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
18	火	領石、植野、久礼田、植田
19	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
20	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
21	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
22	土	国分、比江、左右山、北小籠
24	月	下唼内、物部、久枝(開田)
25	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
26	水	稻生
27	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
28	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
11/1	火	領石、植野、久礼田、植田
2	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)



\*肥料やお米の袋などで中身の確認ができない袋は危険なため回収できません。透明または半透明の袋を使用してください。

## ★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
10月3日・17日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
10月4日・18日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ババス南)浜改田、久枝、前浜、物部(下唼内を除く)、野田、後免町
10月5日・19日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1~2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
10月10日・24日 (第2・4月曜日)	稻生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
10月11日・25日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三畠、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババス北)、岩村、下唼内
10月12日・26日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
11月1日・15日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ババス南)浜改田、久枝、前浜、物部(下唼内を除く)、野田、後免町

## ★ダンボールの収集

と き	地 区
10月3日・17日 (第1・3月曜日)	天行寺
10月6日・20日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
10月7日・21日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ババス南)浜改田、久枝、前浜、物部(下唼内を除く)、野田、後免町、
10月1日・15日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1~2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
10月13日・27日 (第2・4木曜日)	稻生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
10月14日・28日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三畠、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババス北)岩村、下唼内
10月8日・22日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
11月3日・17日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)